改正前	改正後(案)
戸田市立郷土博物館条例	戸田市立郷土博物館条例
昭和58年3月28日	昭和58年3月28日
条例第4号	条例第4号
(設置)	(設置)
第1条 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物	第1条 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物
館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。) 第1	館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第2
8条の規定に基づき、戸田市立郷土博物館(以下「郷土博物館」	条第1項に規定する博物館として、戸田市立郷土博物館(以下
という。)を設置する。	「郷土博物館」という。)を設置する。
(名称及び位置)	(名称及び位置)
第2条 (略)	第2条 (略)
(管理)	(管理)
第3条 (略)	第3条 (略)
(事業)	(事業)
第4条 (略)	第4条 (略)
(職員)	(職員)
第5条 (略)	第5条 (略)
(休館日)	(休館日)
第6条 (略)	第6条 (略)
(入館料等)	(入館料等)
第7条 (略)	第7条 (略)
(損害賠償)	(損害賠償)

改正前	改正後(案)
第8条 (略)	第8条 (略)
(博物館協議会)	(博物館協議会)
第9条 法第20条に基づき、郷土博物館に戸田市立郷土博物館	第9条 <u>法第23条</u> に基づき、郷土博物館に戸田市立郷土博物館
協議会(以下「協議会」という。)を置く。	協議会(以下「協議会」という。)を置く。
$2\sim5$ (略)	$2\sim5$ (略)
(委任)	(委任)
第10条 (略)	第10条 (略)
附 則 (略)	附則(略)
	<u>附 則</u>
	この条例は、令和5年4月1日から施行する。